

伊藤公演説全集

伊藤，博文，1841-1909

博文館編輯局 編

博文館

1910 11 月

p. 388-410

第四、選舉法改正期成同盟會に於て

(明治三十二年二月二十日
帝國ホテルに於て)

今晚は懇切なる御請待を蒙りまして此選舉法のことにつて愚見を陳述致せといふお望であります、此事に就ては深く自ら研究を盡した譯でもありません、且其利害の在る所随分入り組んだ事柄でありますに依て必ずしも所見を以て悉く衆人を化導する譯のものでもありませんが、併し先づ之を以て是なりと自ら認むる所がありました故に在職中一たび此選舉法改正の案を議會に提出致したのであります、其簡短なる歴史と並に之れに對する愚見とを是れより陳述致さうと考へる。

最初憲法の發布に際して公布せられた所の選舉法と申すものも十分なる實際上の經驗を積み來たこととありません故に大概是れで遺算はなからう宜からうといふの考で草案を立てたのであります、然る所が之を實地に行つた事跡の上から見ますと如何にも不十分であるといふことを發見致したのであります、素より單に選舉といふことに就きましては、海外各國皆其趣意を同うして居りまするが選舉するといふ仕方、方法に付きましては大に異同があつて其間に種々利害得失のあることとあります、且又憲法發布當時の我國におきましては議會といふことに付て僅に府縣會の數年間の經驗を得た位のことであつて全般に通じて行ふといふの經驗もありません故に成るべく單純にして人の知り易きを主とし、且成るべく混雜を防ぐ様に仕たいといふの考であつたのであります。

然るに實際に之を行ふて見ますといふと種々其缺點を發見し實に意外なる結果を見ましたに由て竊に憂慮致して居たのであります、既に選舉のことに付ては經驗の少い——殆ど無いといつても可なるの時に於て制定したものであります、故に今日實際に行はれて居る如き弊害に坐するといふことは夢にも豫想し得なかつたのである、併し是れ又一個人／＼の罪にあらずして多數の行爲、行動に因て生ずる譯でありますから人を罪するといふ譯には行かぬ、即ち法律を改めて以て實際に適する様に爲すより外途はないのである。

此十年間の選舉々々の度毎に意外なる結果を生じたと申すのは、選舉の競争上に於ても非常なることであつて、其競争の劇甚なる殆ど他國に類例を見ざる位のものである、而して單に競争の劇甚なるのみならばマダ宜しいが、競争の極、往々腕力に訴ふるといふ如きことが屢々あるのである、又浪費の點に於て驚いたのである、我々は成るべく費用を省く様にと考へ、又此の如き浪費を爲すには到るまいと考へて居たのであるが、事意外に出で、是れも亦異常なるものである、是れ或は日本人の性質として勝敗を争ふに生命財産をも顧みぬといふことに基くかは知らぬが、議員の競争等に關しては決して其所まで争ふべきものではない、敵國と戦をするが如く争ふべきものではない、即ち同胞兄弟が國政に參與する上の争なのである、是れ等の弊害に對して今日容易に之を制取する方法といふては極めて難いことであるが、併しながら此選舉に依て選出せらるゝ所の議員、及之を

選出する所の選舉人が國家が之に對して希望する點に適合する丈けには是非直さなければならぬのである。

乃で先づ此選舉に關して最初記名投票を取つたことからお話を致しませうが、當時段々研究を致して見た所が如何にも記名投票は公けにして人の意思を公けになし殊には投票は參政權に對するの權利であつて、一には又義務であるから之を秘密にするの必要はなからうといふの觀念、又實際公にして居る所があるのである、而して此研究中に於て一説を承つたことがあるが、夫れを私が採らなかつたのは今日より考へて見ると自己の過失であつたのである、是れも實地經驗のない所から起つたのである、其私が承つた一説といふのは、私が英國に於て英國の憲法學者と英國の憲法の講究を致す時に投票は秘密ならざるべからずといふの説を承つたのである、夫れは如何なる理由であるかといふとジョン・スチワード、ミルといふ經濟學者の説に依れば一國の人民が國家の利害得失に關する所の政治に參與する所謂參政權は國民として男子として尤も榮譽の職務である、其職務を實行する上に於て何の秘密を要するか、正に公に——公然に其職務を盡すべしといふのである、此説を唱へたるに對して慥に今人名を記憶しませんが、ローレンスといふ人であつたと思ふ、其人が反駁を加へて曰くジョン・スチワード、ミルは國民が國に對して義務を果すに公にすることを知つて其妻子眷屬の困まることを知らぬ、斯ういふたのである是れは何をいふのかといへば英國の大なる地

主や或は大なる政治家の如きに至ては餘程多數の人を自分が財産の中に生活せしめて居る、是れ等の人が此の如き議員を選みたいといへば以心傳心の間に其資本家や地主の顔色を窺つて自分の意思に反しても其議員を選挙する、若し又之に反する投票をすれば其翌日から或は賃銀が取れなくなるとか、或は雇を解かるゝとかいふことになり、甚しきに至ては氣に入らぬといふ所より其損害や妻子眷屬にも及ぶ故に良心を顯はさせ様とするならば必ずや無記名投票でなければならぬといふのである、私は其説も承つたのであるが歐洲に於て段々研究しつゝ在つた時には私は左様考へなかつたのであります。

然るに此記名投票を實際に行つて見ると其弊害は選挙の度毎に屢々見るやうな次第で、どうしても無記名に成らなければならぬといふ考を起したのである、此選挙の弊害に付しては獨り選挙人、被選挙人の舉動のみより起るものではない、政府といはふか或は寧ろ選挙に關する官吏といふ方が適當であらうか、十分に其規則を勵行するの力に乏しかつた爲めも餘程ある、即ち上下共に誤つて其弊に坐した所より胚胎して今や將さに其習慣にならんとする様な形勢であると考え、實は明治二十六年に私は此選挙法を改正せざるべからずといふ説を唱へ出したのでありますが當時にあつては憲法及憲法附屬の諸法典を私と取調に従事した連中も悉く私に向て異存を唱へて、爲に荏苒日月を送つて遂に昨年に至つてどうしても是を改正せざるを得ぬといふので、夫れより取調べて議會に提出

したのが即ち昨年五月の改正案である。今日出て居る改正案は稍々之れと似て居るものであるが多
少逕庭する所がある。

既に改正を要する點に付て、記名無記名としたことは、前段に於てお話申したが次は選舉資格のこ
とである、當初は無經驗であつた爲めに、選舉の混雜に陥らんことを恐れて、且多數の人が群集して
能く十分に行くといふことは中々難いことゝ考へた故に選舉の資格を高くしたのである、然るに此
十年間の經驗に依れば其方は餘程進歩して多數の人が群集するからといつて、五萬人集まるも三萬
人集まるも混雜は同じといふ有様であるから、今日に至ては私の第一に着眼する所は日本四千有餘
萬の人口にして僅に四十七萬人の選舉人しか無いといふのは不釣合も亦甚しきものである、故に國
民に選舉の權を許さるゝといふ以上は相當の程度まで之を擴げなければならぬといふ考でありまし
て、昨年提出した所の選舉法が行はれると先づ概略百七十萬人に上つて、即ち現行法より四倍弱を
増加する計算となるのであります。

此の如く此參政權の擴張は所謂民權の擴張の大なるものである之を非なりといふ者は誰もなからう
と考へる、各政黨者が此民權を擴張する者に向て異存は唱ふるといふことは怪しからぬことゝ言は
ざるを得ぬ之れを他國に比しまするといふとマダ／＼中々少數のものである、併し俄に之を暴進せ
しむるといふことも出來ず又無資格にするといふことも出來ぬ譯であるから、即ち納税の額を定め

て選舉資格を前申す如く擴張したのである、是れが第一着の希望である。

其次は選舉人のことである、憲法發布の當時におきましては、日本國中の交通甚だ不便であつたが、以來僅かに十年の歲月であるけれども、交通の便も異常に發達致した故に被選人の居住といふことに就ては最早必要は無からうといふ考から、何れの縣の人と雖も東西南北に相通じて議員となつて妨げないと云ふことに致したのである、凡そ政治なるものは地方々々の觀念に起るべきものでなくして全國に通ずるものであるから、成るべく其趣意に協ふ方が宜しいといふ是れが第二の私の希望であつたのであります。

而して其れを通じて行はしむるに至ては、選舉區なるものは現在の選舉區を用ゐる必要はなからうといふ積りで選舉區を大きくすることに致したのである、尤も實際上に在ては投票所といふものを設けるから一向差支へない、夫れから選舉區を大にするに隨て選舉人、被選人の數が増して來る、大なるが故に人の數を餘計に仕なければならぬ、是に至て初めて單記聯記の説が起る、單記の説を取るのはいふ譯かといふと單記ならざれば少數の意思は發表されぬといふことである、聯記にすれば大に便宜が有るが如く考へるが決して然らぬと考へる、又假し政黨などに於て目下之れが利益だと思つて見ても、己れが用ゐて便なるものは人も亦用ゐて便であるから、是れは永遠に顧みて此の如き立法を定めらるゝが必要である。

夫れから其の次は即ち諸君の御希望になる點である國家の上——社會の上に於ては農者といひ、工者といひ、商者といつて、孰れも皆必要なものである、故に之れに輕重する譯ではない、併しながら農者の利益を見るものがあれば又商工者の利益を見るものがなくちやならぬ、今は寧ろ人口に依て代議士を選ぶといふことは一の組織的である、決して目的ではない、是れは外に手段がない、此選舉といふことに付ては他の名法がないのである、是は一つのメカニカル所謂機械的の組織であるが、此議會といふものを拵へて、而して其政治上に行はるゝ所の農工商者に及ぶ所の利害如何といふことを見るのが第一である、して見るといふと各種の事業を——各種の利益を代表するものが必要である故に此商工のことは多く都會に於て發達する又都會でなければ出來ぬことである、夫れで即ち市の議員を増加しなければならぬといふのである、又何れの國に於ても然りといはなければならぬ、と成つて居るのである、又此商工なるものは如何なるものかといふと此貿易が開けて海外の交通を爲すに至ては尤も重大なる關係を持つて居るものである、只一國が自國內の經濟のみに依て居る時には素より商工の發達など、雖も内國丈に止まる、故に事物の開けるといふことも比較的に見ることが出來んから十分な發達は出來んが、海外の交通が開けると商工の事業は實に國家の國運と消長を共にする位のことゝ考へる、農者は固より此商工業に依つて利する所は偉大なるものである、商者は先づ國の内地に於ても勿論商工は十分重大であるが外國貿易上に於ては之れが即ち一の

經濟的機關である、先づ其需要供給のことよりして今は各國共に競争して外國に物を賣らうといふ手段方法を講ずるのが専一である、此自己の獨立、此需要供給の如何といふことを見にやならぬ又工者に在ては成るべく自國人の需要に供するものは自國の製造に依り、而して之を外に供給することを得るに至れば乃ち夫れ丈けの財利を己れに得る譯である、兩つのものが發達すれば農者は自ら其利益を得る、此の如きの關係であればどうしても商工業ともいふものが政治上に勢力を持たぬといふことは出來ぬ、出來ぬのではない、無ければ國家の爲に不利益であると考へる、故に人數を増すといふことに致したのであります。

先づ此選舉法に於て尤も眼目な所は只今申した所と考へますが、此選舉法に付て私が昨年書記官に申付けて調べさせたのでありますが簡短ではあるが、或は各國の例はどう成つて居るといふことをお話申す爲に一寸調べた者がありますから茲で諸君の前に一讀致して見ませう、先づ此聯記法といふことに付ての利害から論ずると云ふと。

(一)聯記法を採用する時は甲選舉區の者は三人を選舉するの特權を有すれども乙選舉區のものは四人を選舉するの特權を有するが如き不公平を免れず

(二)聯記法を採用する時は多數者悉く其選舉區の議員を私し少數者は一人の議員を出すを得ざらしむる如き壓制の結果を免れず

(三) 聯記法は人物を得るの道にあらず

(四) 聯記法は選舉競争を極點に至らしむ

(五) 聯記法は現行法よりも無効投票を多からしむ(無効投票とは當選者を得ざりし投票を總稱す)
制限聯記に伴ふ弊害

現に聯記法にして右に述べる缺點ありとすれば制限聯記は其幾多の缺點を存するものたる疑を容れず而して政府提案たる大選舉區單記法は制限聯記の極甚なるものたるを忘却すべからず

外國の例を見ますと

(一) 佛國、聯記單記幾度か變遷したる後一千八百八十九年遂に單記法を採用す

(二) 伊太利、久しく聯記法を採用したりしが一千八百九十一年に至り單記法を採用す

(三) 英國、久しく制限聯記法(減一法)を採用したりしが一千八百八十五年に單記法を採用す

(四) 奧太利、は單記法を採用す

(五) 獨逸帝國、は概して單記法を採用す(一二の除外例あり)

(六) 米國各州、區々なり前には概して聯記法を採り今は單記法を採用するもの多く而して更に進で累積法を採るもあり紐育は一千八百六十六年に各選舉區より選舉すべき議員の外に三十二

名を選挙すること、し其半數を聯記するものとしたり

單記聯記の問題に付ては今度提出してある案と私が常職の時に出したのと同じである。之れに對し少々の異同があるけれども、私が出した所と現在の政府が提出した所と大同小異であります。今出してある所の政府の法案は郡の人口十二萬毎に一人、私の提出したのは人口十萬人に一人、市は人口五萬以下一人以上八萬まで毎に一人を加ふ、私のは人口五萬まで一人、以上五萬まで毎に一人を加ふ、斯ういふ違ひである、其結果はどうなるかといふと現在提出せられたる法案に據ると郡は三百二十九人、私の提出したのは三百五十六人、夫れから今議會の委員會で修正案が出来て居るさうであります、其顛末は私は知らんが此方は三百八十三人、市は現内閣の提出案でどう成るかといふと九十八人、私が提出したのは百十三人、今度委員會の修正に據ると七十人になる

夫れで町といふものは所謂町村の町であるが、議員が無かつたのであります、夫れはどういふ理由かといふと市といふものを入れて置けば、同性質の商業なり工業なり營んで居るものであるから乃ち此市から出る議員が其利益を代表しますから先づ宜しいと見たのである、併し市町の人口を見るに何うなるかといふと一千萬程になる、さうすると云ふと全國の人口の四分の一を占めて居る夫で四分の一までは出ても先づ道理のあるべきものであるが、そこに至らずとも稍々近きものになれば人口上から論じてても不當なものとは見ぬ、各國に在つてはどうかと云ふと市町は商工業の中心

であるから、殊に夫れに對して特典を與へて居る様な所も多い、瑞典のやうな小さい隅の方の國は又別段であるから商工業の發達を望むからでも有りませうが郡は人口四萬に付議員一人、市部は一萬に付一人を出すといふ様に成つて居る、それから英國に於ては郡市は素より選舉人の資格を異にして居るが千八百九十一年の調査に依ると此議員一人に付て選舉人の數を對比して見ると郡は三百七十七人の議員を出して居つて、議員一人に對する選舉人は一萬百八十二人になる、市町の方は議員二百八十四人で、此議員一人に對する選舉人は八千九百三十八人である、町は選舉人の人數少し夫れから各國の議員の數と人口との比例を見れば北米合衆國は議員三百五十七人、一人の議員に付て人口が十七萬三千九百である、普漏士は四百三十三人の議員にして一人に對する人口六萬九千八百八十一人、佛國は五百八十四人の議員で、一人に對し六萬六千人となる、英國は六百七十人の議員にして一人に對し五萬八千九百人、澳太利は三百五十三人の議員にして一人に對し五萬七千五百六十六人、伊太利は五百八人の議員にして一人に對し五萬七千人、西班牙は四百三十一人の議員で一人に對し五萬人となる、此割合で日本のを算當して見ると現行法に依ると三百人の議員に對して、實際は議員一人に對して人口十四萬となる、處で私が提出したる案に依ると四百七十二人の議員にして一人に對し八萬八千九百となるが、夫れから現在提出の案に依ると議員は四百四十四名にして一人に對し九萬四千六百となる又委員會に於て調べつゝあるものに依ると議員四百六十四名にして

一人に對して九萬五百人となるのであります。

夫れから選舉法に於て無記名投票法を採る所の國は英國が無記名を採り佛蘭西が無記名を採り獨逸が無記名を採り瑞西が無記名を採つて居る、又米國中二十一州は無記名法を採て居る先づ大略此の如きものであります。

勿論何人と雖も自分の説の行はるゝ事を好まぬ者はない、併し自説に稍々近くなるならば先づ結構である、凡そ立法事務の如きは悉く己れの思ふやうのみに行くものでない、右に陳述する如きの觀念よりして最初提出したる議案でありまして、現在の政府に於ても、之を是なりとして提出せられた譯であるから、願くは此政府の案の如く通過せむ事を私に於ても熱望する譯であります。デ諸君も勿論此事に異論のあらう譯がない、此實行を希望せられて今回態々御上京に相成つた事と考へまするに依て、諸君も我々も等しく此通過を望む者である、而してどうか成るだけ速に此法案が通過して素より現在の議員には聊かも是が爲めに變動を及ぼすのではない、後の總選舉から實行せらるると云ふ事であるが、さうなつたならば大に議會の面目も改まり、又事實各種の事業を代表すると云ふ事になつたならば國家の爲に謀つても、人民の爲に謀つても、此上ない結構な事と考へます。選舉法の事に就きましては、モウ此位にして止めて置きませうが、政府と云ふ事に就いて少し御話を申して置きたいと考へます、政府と私が言ふのは單に現在の政府などを指すのではない、勿論諸

君の中には學者も御居でにならうし、又實驗を積んだ御方も居らるゝでありませうから、私が喋々の辯を費すの必要がないか知らぬが、暫く愚見を御聴取になつて、而して寸毫の益があるならば此上もない事と考へる。

我日本の過去の歴史に於ては深く述ぶる必要はありませんが、日本の變革といふものは實に偉大なものであると云ふ事は諸君も知らるゝ通りである。而して私が常に感じて居る所は、何れの國に於ても多くは皆封建であつたものであるが、封建より一度專制に移つて、それから憲法政治に移つたのである、然るに日本ばかりはさうでない、封建から一足飛びに憲法政治に移つたと云ふ事を私は斷言するに憚らぬ、此間に專制政治があつたかと云へば決してなかつたのである、斯くの如きの例は何れの歴史を繙いて見ても、決して見出す事は出來ないのである、日本人は實に善を撰んで之を採るに吝ならざる者と考へるのである。(ヒヤ〜)

此憲法政治なるものは、實に上は天子より下は衆人に至るまで、等しく希望した所であつて今日行はれて來たのであるが、まだ此憲法政治になつてから僅の歲月である、然るに此僅の歲月の間に得た所の結果は過日も私は良結果を得たと云ふ事を申して置きましたが、尙此上進んでモツと良結果を得るやうな工夫をしなければならぬと考へる、此憲法政治は素より歐羅巴諸國に於て行はれて居るけれども、英國を除くの外、此憲法政治に就て十分なる歴史を持つて居る國はないのである、

英國の憲法の歴史と云ふものは異常なる影響を各國人に與へたと云ふ事は、是れ又論を俟たない、而して其英國の如く行はれむ事を希望すると云ふではないが、之に就いて一ト通私の見る所を御話申す必要があるのは、今の如くにして憲法政治が行はれて居つても、始終相衝突すると云ふやうな事は誠に困るのである、之を避ける方法が十分なければならぬと云ふ事である、衝突と云ふのは立法部と行政部との衝突を申すのでありますが、此衝突の爲に國家の進運を妨碍するに至つては甚だ憂慮に堪へぬ次第である、此衝突を免かるゝやうな工夫がなければならぬと考へる。

素より英國の如きは憲法の發達は殆ど七八百年の星霜を経て居るから、其間に於ては安危存亡を賭けるやうな事も多かつたのである、此經驗なるものは實に異常なるものでありまするが、又其れに就いては惡例も餘程多いが、併し善例なるものも澤山ある、而して如何なる經過を爲したかと云ふ事に就いて即ち此政府と、政體と云ふ事に就いて御話を申したいと考へるのである。

英國の憲法の原に遡つて見ると、始まりは殆ど封建的の有様の時から起つて、遂に今日の有様にまで變遷して來たのでありまするが、此の政府と云ふ名稱の下に種々な文字を附けて或は何と言はうか、マア議會政府と言つて宜からうと思ふ、ガヴァルンメント、バイ、バリアメントと云ふを翻譯して見たならば……然るに今日では變遷から變遷の結果如何なる事になつて居るかと云ふと、遂に議會政府は變じて黨派政府即ちガヴァルンメント、バイ、バーチとなり又内閣政府即ちガヴァルンメ

ント、バイ、キャビネットと成たのである、内閣政府は更に變じて一箇人政府となつたのである、一箇人の政府と言つたら可笑しいやうであるけれども、政府と云ふもの、機關を扱ふのには矢張り他のもの、機關を扱ふと同様でなければならぬのであつて、必ず其主動的の働きを爲して行く者がなければならぬ。即ち今日では英國は何と言つて居るかと言へば、ガヴァルンメント、バイ、シングル、ペルソンと言つて居る、然らば果してシングル、ペルソンであるか、一人であるかと言へば、一人にあずして、所謂合同的大臣が集つて一となつて居るのである。

此點に就いては日本に於ても、或は主權論の出所を論ずるとか、責任の何れに對すると云ふ議論の如き學術的の議論もあつたが、私は最早さう云ふ學術的の議論は試みないが、併しながら實際に於ては敢て議論に涉らずとも、事實上に於て國政を擧げて行く上に於て便宜な方法を探らなければならぬのである、彼れは餘程經驗に富んで居るから其經過の結果たるや、先づ事が圓滿に運んで行くと言つて宜しい、時に依つては何れの國と雖も至難な事のないことはないが、是は暫く除いて、さうして是等の事は今の黨派にも私は望むのである、幸に諸君の御臨席の場所であるから諸君に向つて申すのであるけれども今の政黨などに向つては特に望むのである。

彼の英國の議會政府とか、或は内閣政府とか言つて居る所のものはどうであるかと云ふと、其の淵源に遡つて見ると、矢張り議會なるものにおつては各省の大臣なるものは單に行政部の事を扱つて

居つて、議案などを調製して出すものではなかつたのである、ズツと昔は又別であるけれども發達して來て以來はさうである、それで議會は自ら議案の調製もすれば自ら好みに依つて法律も作り居つたのであります、それで内閣から議案を議場に出さうとすれば或る一の議員に頼まなければならぬと云ふやうな有様であつた、是等の事は内閣大臣の職務でなかつた位に考へられる、所で其當時は國君自ら事を處理して、斯る譯であるから、宰相は即ち政略も何も彼も國君の政略に従つて働く云ふだけであつたのである、然るに段々變遷の結果として遂に此黨派政府となつたのである、是に就いてはマア沿革をして來たる經驗もあつたのでありまするが黨派政府と相成つたに就いては大に面目を改めて來たのである、それで其黨派政府と云ふものが遂に議會に多數を占めて居る所の黨の首領が政府を持つと云ふ事になつた、議會に多數を占めて居る者が政府を持つと云ふ事は法律的にさう改つたのではないが、實驗的慣習的にさう云ふ事が組立てられたのである、然る所が其黨派政府なるものはどう云ふ働をして居るか云ふと、今では議會に臨めば議會の其指導者である、而して内閣なるものに至つてはどうであるかと云へば即ち内閣の頭領である、一國の宰相であるのである、故に入つては行政を主宰し出て議院に臨めば議院内の指導者、且つ管理者である、それはどう云ふ譯であるかと云ふと皆黨派の人ならざれば、先づ法律的ではないが、内閣を組織する事は出來ぬと云ふやうな事になつて多數を占めると云ふの結果よりしてさう云ふ事になつたのである、

今日或は政黨内閣を望むなど、云ふ論があつて見た所が、未ださう云ふやうな譯に行つて居ないのである。

勿論私は王室の權力の衰微する事を望む者でない王室の權力は益々活動して働く事を望むのであるが、王室の權力は即ち何に依つて活動さるゝかと云ふと、是は假設の事であるが主權の發動は暫くの間民心を治めて居る者に派出さるゝのであるから、イツ何時でも取上げらるゝのである、是に妨げがあるものとは見ないのである、而して此後は内閣と議會なるものが成るべく調和の途を取つて行かうと云ふ事にすれば、先づ主義は今日までの所の如くにして置いても事實の上に於ては幾分か唯今申すやうにならなければ可かぬ、而して國の安寧を謀り國民の福利を計ると云ふ事をしなければならぬと考へる、素より私は黨派を一人も持つた人間でないから自分に出來るとも何とも思つて居るのぢやないか、幾分か上下の爲に利益を興へたいと考へる所よりして言ふのである。

乃で其黨派なるものは如何なるものであるかと云ふと、先づ之を以つて現在の英吉利を解釋する事が出来るが、ヂスレリーと云ふ、即ちグラットストンと相對峙した守舊派の總理大臣は斯う言ふて居る「英國の宰相は自己の黨派に對して忠實ならざるべからず、黨人は其首領に對して絶對的に忠實ならざる事を得ぬ」、即ち其指揮命令に従はなければならぬと云ふのである、議會に多數が集れば必ずや紀律を要するのである、之を稱して彼等は正當に能く組織せられたる軍隊と同じと云て居る、

無論指導者の必要たる事は論を待たぬ。

それで何れにしても調和の道を謀ると云ふ事が頗る必要である、それで斯く成行た理由は一體どうかと考へて見ると、被選人なるものゝ性質が一變して、而して議會なるものゝ性質も從て變じて今日の如くに至りましたが、元は此被選人と云ふ者が英國に起つた時に當つては、選舉區よりして其如何なる政務が行はるゝかと云ふ事を監督に行くのと、又自分達の村落や町村の成るだけ苦情を訴へるやうな考で使にやり居つた位の事である、其時には選舉區と議員とは密着して相離れなかつたのである、所がそれが選舉區と議員なるものが密着の關係を離れた所ではない、殆ど選舉區に臨む外は關係がないものと今日はなつた上に議員の性質も亦大に變つて來たのでありますが、是に就いては所謂選舉の趣意を誤つたと言ふ人がありますが、學術的に論すると又斯う言はざるを得ぬと云ふ事になつて居る、是に於て極く分り易い御話をするのでありますが、エドモンドブルクと言ふ人が己れの選舉區に向つて、議員なるものは選舉區の命令を受けて働くものではない、議員は其選舉區から選出せられた議員には違ひないが、選舉せられた以上は全體に對するの議員である、又議員なる者は平生人に信じられて居るもので、それを選舉するや否やと云ふ事は其選舉人の意思の自由に存する、恰も此議員を選舉人が選舉するのは、彼の醫者は上手だから彼に頼まうと云ふのと同じである、又彼の靴屋は上手だから彼の靴屋に靴を造つて貰はうと云ふのと同じ事であつて、上手

な醫者であると信する者を頼まずに外の醫者を頼むと云ふ道理がない、又靴を造るのが上手な者にどうか靴を造つて呉れと言つた時に其靴屋が、宜しいお前さんの足に合ふやうに造つて上げやうと言つて、靴を造りに掛つて居る所をイヤさう縫つてはいかぬ、さうやつてはいかぬと言つて靴を造らせる者が靴屋の手足を引張ると云ふ事は出来ない、是は有名なるブリストルと云ふ選舉區に發送した手紙の中の喩であつて誰しも知つて居る事と考へるが、マアさう云ふ風に今までは議員を選出して來たのである、素より議會に於ては、國家の政務であれ、國家の法律であれ、國家の財政であれ、其政務、法律、財政が如何なる結果、如何なる影響を商者に及ぼすか、王者に及ぼすか、農者に及ぼすかと云ふ事は願ひんければならぬのである。

又同時に彼等の言ふには、議員なる者は選舉區より派出する所の使節ではないと言つて居る、如何にも其通りである、使節ならば訓令の下に働き命令の下に働くものであるが、即ち選ばれたのは全國の代表者となつて一の組織體を爲して來るのでありますから、此議員の職務と云ふものも大に形勢と共に變じて參つた故に、どうしても日本に於ても議員の職務と云ふものは今日も既にさうならなければならぬのであつて、他日は必ず其論理は行はるゝに違ひないと考へる。

して見るといふと小い選舉區を作てエライ親密な關係を持つといふ理由が何れにあるやといふことを考へるのである、又斯ういふ法律はどうか一般の人民の上に付て如何なる影響を持つかといふこ

とを考へて貰はなければならぬ、全體の上に付て考へて貰ふといふと此一部々々の便宜不便宜を考へて貰つては甚だ此の如きの改正を要する理由とは違ふと考へる、それで此の如くに變遷せしむるには多年の歲月を懸けて彼等は非常な結果を得たのでありますが、夫を簡短にお話申すと最初は英國の議員を派出するには其出て来るに付て旅費日當の如きものを其選舉區で徵集して拂ひ居つた今は全く其法を廢したといふではないが、遂に實地に行ふことを止めて仕舞つて永い歲月を経過して居る之を止めた爲に選舉區との關係は大に薄らいだのである、夫れから選舉區内に居住するものでなければならぬといふことで有つた、處が何れの縣のものを持つて來て議員に選んでも宜しいといふことにして大に關係を改めたのである、夫れから又一時は指名といふ議員、此指名といふことが行はれたのである、是は國王或は地方の所謂豪族とか貴族とかいふものが指名したのである、誰れ夫れを選舉せいといふ指名である、是が止まつて大に議員の面目を改めた、夫れから其次には議席の賣買といふこと斯様なことが起つて來た、最後に至て此議會に永く議員の職に居る期限の永いといふこと、全く議員の面目を一變して而して所謂議會政府とか黨派政府とかいふ様なものになつた、其變遷が内閣政府となるやうに成つた、内閣政府といへば今の人は大きに嫌ふか知らんが詰まり先きでは左様なるかも知らん左様なつた國でも國家の爲に不利益をして居る譯でもなし又國家の進運を圖つて行くに於て大に便宜を得て居るのである、併し英國の憲法の如きは今日を以て將來に動く

べからざるものとはいへない、彼は數百年の間非常な沿革を経て成た國であります故に、此上尙變じて如何なることに成るか知らんが先づ今日の形勢は此の如きものである、私も憲法に就ては聊か微力を致した譯でありますに由て何うか是れの永續を計るに付ては十分に盡力致し度いと考へる、又之れが永續せざれば到底單に國家の不利益といふではない、國の安寧にも大に妨げがあるといふことは論を待たぬ、デ黨派といふことに付ても左様の譯にして行はれて進んで來て居るものであるから、日本でも之を進めるに付ては左様いふ方法を採らざるを得んと考へる、先づ直言を以て申せば今の日本の各黨派といふものは或は首領ありや否やといふことは甚だ疑はしいが其名稱の上に於て論するので、實權の上に於ては陽はに認めて居る、併し其人は議院に列して居ない、之を能く考へて見ると私も先年黒幕など唱へられたことがあるが、何うも今の有様を見ると政黨の黒幕なることを免れん、決して惡る口ではないが事實上左様ではないか、憲法政治といふ様な政治は公けな政治であるから左様いふことは政黨に於ても一つ見切つて遣つては何うか、又上院に列しさへすれば黨派の統轄が出來ぬといふやうな譯ではない、何れが一方の議院にさへ出で居れば宜しい、何うか左様いふ工合に是れから先きの進歩を望むのである、又左様ならなければ到底今の黨派の望む様なことは出來さうもないと思ふ、夫れで又茲に至て尙ほ之を繰り返すが、私は進歩は早いが宜いと思ふ、成る丈け早く出來るやうに仕たいと思ふ、如何となれば今日の世の中は英國が七八百年

の星霜を経て此の如き變革を致して來たといふことを許す世の中であるや否や、先刻も此中に列席の御方に一寸お話したのであるが、今は餘程交通の便が開けて殆ど國と國との競争の極點である、百事其通りである、此時に當て此競争をしやうと云つたならば商賣の仕方方法にして舊慣を守つて居るといふ譯にはいかなからう工業も亦然り、實際又遣つて居るのである、進歩には順序があるといつて人の惡弊を學ぶには及ばん英國の過失までも學ぶには及ばんから今日は英國の善い所を採て致すといふ様に相成つたが然るべきことと思ふ、又實際今日何うであるかといふと其通り行はれて居るといふことである、二十年イヤ三十年では今の鋼鐵艦が日本人が初めより計畫して出来るや否や、今の海軍士官が初めより工夫してアノ整頓に至るや否や、して見ると船も亦然り是れは機械の議論であるといふならば、然らば人を扱ふ軍事は何うであるか是れ亦何うも今日實際文明的に行はれた國に於て行はるゝ如く直接に用ゐなければ此進歩の階級を経る爲に歲月を費すといふことになつたら、逆も斯ういふものには成らんといふことである、私は機械なり政治なりに至ては其歲月を要するといふことは、人の誤も善いことも皆繰返さなければならんといふ人に——一時ならば宜からうが——一時は短いが國の生命といふものは永いものであるから、國の生命の永いものを永く保たしめやうとすれば、之れに對して速に進歩をする、過を再びせずして學問をするにも何をするにも、彼の善を採りて惡を除くといふのは是れが人の智識の發達の道であると考へる何うか左様いふ

御觀念であらんことを望む、同時に今自まで私が甚だ遺憾に思ふて居つたのであるが、此憲法政治といふものが行はれても日本の人達は一向何うも吳越の觀を爲して居つて其利害己れの頭に懸ることであるといふことを抛擲して居つたが、私は是れでは困まつたものであると思つて居つた、即ち今日の如く商工業の關係の諸君が熱中して此利益のある所を調ふるに至て大に是れは私に於ても喜ぶことである、政治といふものは百般の事に關係せざるなしである、商者は己れは商者であるから政治に關係がないといふのは時の弊である、左様いふことで商業などが是れから先き行けるものでもなければ、工業も亦然り、農業も然り、何人と雖も關係せんことはない而して其口を容れる權利を與へられて居る、尤も榮譽なる權利である之を度外に措いて他人に任すといふことは何うも宜からぬことゝ考へる、勿論商工の業に従事するものは政治屋とかいふ先生の様に朝から晩まで狂奔は出來ん、己れの業務を專一とせなければならんは勿論であるが、併しながら政治を度外視するといふことは出來んことであるから益々將來は御注意ありて何うぞ此政治のことを等閑に見らるゝことのない様に希望致します。

第五、中郡有志者請待會に於て

(明治三十二年二月十三日)
(大磯地福寺に於て)

中郡有志諸君の御招待を蒙り本日茲に列席致しました私も當郡の住人と相成り當郷に居をトするを